

司法試験委員会 御 中

2009年6月23日

「消費者法」の新司法試験選択科目への追加について**(補充意見メモ)**

弁護士有志

記

当職らは、貴委員会宛てに平成21年5月7日付で「『消費者法』の新司法試験選択科目への追加について」という意見書を提出した弁護士有志である。

本書においては、科目としての範囲の明確性・体系性・標準化について、意見を補充する。

1 (司法試験六法掲載の他の法律との関係)

- (1) 司法試験六法には、既に現時点でも多くの消費者法系の法律が掲載されているが、これらの法律との関係が問題となる。例えば消費者契約法は民法の項目に掲載されており、民法の問題として出題される可能性がある。
- (2) しかし、論文式試験に関しては、広範な出題範囲を有する民法には出題に適した重要な論点が多く存在し、これらをカバーするだけで精一杯であって、同法の外にある消費者契約法や特商法・割販法の民事ルールが出題されることはまずあり得ない。貸金業法や金融商品販売法などについても同様である。
そうすると、実務的な必要性が極めて高い一群の消費者法は、その重要性から司法試験六法に掲載されているにも拘わらず、短答式試験で取り上げられる可能性があるほかは、現実には全く扱われないということになってしまうのである。
- (3) 憲法と行政法、憲法と刑事訴訟法、行政法と税法及び環境法との間にも、理

論的には重複が起りうるものであり、毎年の出題に当たって相互に調整すればよい問題である。

2 (範囲の限定について)

- (1) 消費者法の範囲が広範すぎるのではないかという問題がある。そこで、限定する必要があり、取り敢えず、範囲としては以下の各法が考えられる。
- (2) 法律基本科目及び実務基礎科目の一般的知識に加えて、①消費者契約法／②特定商取引法／③割賦販売法／④製造物責任法／⑤金融商品販売法／⑥貸金業法／⑦出資法／⑧利息制限法／⑨破産法／⑩民事再生法（おもに個人再生部分）／⑪景品表示法／⑫電子契約法／⑬個人情報保護法／⑭消費者安全法／⑮消費者基本法

3 (債権法改正問題)

- (1) 今般、消費者契約法をそのまま債権法に取り込もうとする提案が、民法（債権法）改正検討委員会からなされており、消費者法との関係が問題となっている。
- (2) このような考え方に対しては、現時点において、学界においても、実務界においても、賛否両論がある点はさておくとしても、検討委員会の提案自体が、消費者契約法を一般法化して民法に取り込むというのではなく、その大部分を消費者契約においてのみ適用される特則として民法に規定するというものである。このことは、言い換えれば、民法自身が、消費者法の特別の地位、その独自性を認めるというに等しく、消費者法を民法とは別の選択科目として司法試験に採用することの賛成理由にこそなれ、反対理由とはならないものである。

債権法の一部に取り込まれたとしても、事業者と消費者との間の情報及び交渉力の格差から消費者の権利を擁護するために設けられた規定は、「消費者法」の理念を有するのであって、「消費者法」の一部として扱うことが十分可能なのである。

- (3) 以上のとおり、債権法改正によって消費者法の扱いが縮小することはない。
むしろ債権法に盛り込まれることで消費者の権利擁護の必要性が広まり、その重
要性はますます増加するのである。

以 上